

大分市の発注工事における余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市が発注する建設工事において、余裕期間を設ける工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事着手前に建設資材の調達や技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、施工時期の平準化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日
- (2) 工事の終期 契約期間の最終日
- (3) 余裕期間 建設資材の調達や技術者及び労働者の確保等の準備を行うための期間
- (4) 実工事期間 実際に工事を施工するために必要な期間
- (5) 全体工期 余裕期間と実工事期間を合計した期間（契約期間）
- (6) 発注者指定方式 発注者が工事の始期を指定する方式
- (7) 任意着手方式 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式
- (8) 工事着手期限 任意着手方式において発注者が定める工事の着手期限

(対象工事)

第4条 対象工事は、発注者が選定する。

(余裕期間の方式)

第5条 余裕期間の方式は、発注者が工事の始期を指定する「発注者指定方式」と契約日から発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する「任意着手方式」とする。なお、適用する方式については、発注者が選択するものとする。

(余裕期間)

第6条 発注者は選定した工事について、実工事期間に加え、実工事期間の4割かつ5ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する。ただし、実工事期間の4割が30日を超えない場合は、余裕期間を30日とすることができる。

(入札公告等及び特記仕様書における明示)

第7条 発注者は対象工事について、入札公告又は指名執行通知において余裕期間を設ける工事であることを明示する。

2 発注者は対象工事について、余裕期間を設ける工事であること、余裕期間及び余裕期間の日数等を特記仕様書に明示する。

(契約に係る取扱い)

第8条 対象工事における契約関係の取扱いは下記のとおりとする。

- (1) 契約書の書式を定める件（昭和48年6月1日告示第72号）に定める建設工事請負契約書（以下、契約書）に記載する工期は実工事期間とする。
- (2) 任意着手方式の場合において、受注者は契約日から特記仕様書に明示されている工事着手期限までの間で工事の始期を決定した上で、様式-1により契約書の提出期限内に発注者に通知書を提出しなければならない。なお、契約書に記載する工期の終期は、様式-1と一致させなければならない。
- (3) 契約書第3条に規定する工程表については、余裕期間を記載して提出するものとする。
- (4) 契約書第4条第1項第3号から第5号に規定する契約保証等の期間は全体工期を満たすものとする。
- (5) 契約書第10条第1項に定める現場代理人及び主任技術者等の通知並びに下請計画書の提出は、工事の始期の前日までに行うものとする。
- (6) 共通仕様書1-1-5に定めるコリンズの登録は、工事の始期後10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うものとする。なお、登録する技術者の従事期間は、実工事期間とする。
- (7) 共通仕様書第1-1-40(5)に定める掛金収納書は、建退共証紙購入申告書等と併せて工事の始期後7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出するものとする。
- (8) 労務費や材料費などの単価適用年月日は、余裕期間を設定する場合においても、当該設計書起案日の単価を適用するものとする。

(工事の始期前の取扱い)

第9条 工事の始期前の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約書第10条第1項に定める現場代理人及び主任技術者等の配置を要しない。
- (2) 工事（工場制作及び測量、現場事務所や資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む）に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資材等の確保及び関係機関への協議文書等の届出など、現場への搬入を伴わない準備は除く。
- (3) 増加する経費は、全て受注者の負担とする。
- (4) 現場管理は発注者の責任により行うものとする。

(余裕期間の変更)

第10条 任意着手方式の場合において、受注者が当初契約時に第8条第1項第2号により提出した様式-1に記載されている工事の始期を変更する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事の始期を変更したいときは、様式-2により、発注者と協議を行うことができる。なお、様式-2は変更後の実工事期間の予定始期の14日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに2部提出するものとする。
- (2) 発注者は、前号の規定による協議を行った結果、施工体制の確保が図られており、工事の始期の変更が認められるときは、様式-2を受理した日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、様式-3により、受注者に承諾の通知を行うものとする。
- (3) 工事の始期を変更する場合は、実工事期間の日数は変更しないものとし、工事の終期は工事

の始期を変更する日数分を前倒しする。

- (4) 余裕期間の変更は、原則として短縮のみを認める。ただし、特別な事情がある場合には、発注者と受注者の協議により余裕期間を延長することができる。なお、この場合において、延長後の余裕期間の日数は、特記仕様書に明示した日数を超えないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する

(様式-1)

工期通知書

年 月 日

大分市長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
工事の始期	年 月 日
工期	工事の始期 から 年 月 日 まで

※落札の決定の通知を受けた日から7日以内に提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載すること。

※工事の終期が市の休日（土、日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日）にあたる場合は市の休日の翌日をもって工事の終期とすること。

発注者確認欄

年 月 日

〇〇〇〇課〇〇班

担当者

(様式-2)

年 月 日

大分市長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

建設工事請負契約書第〇〇条に基づく工期の変更について（協議）

工事名：

上記工事については、配置予定技術者の確保が図られ、早期工事着手が可能となりましたので、建設工事請負契約書第〇〇条に基づき実工事期間の始期及び終期の変更を下記のとおり協議願います。

記

1	契	約	日	年	月	日
2	契	約	金	額		
3	当	初	の	実	工	事
	期	間	の	始	期	
				年	月	日
4	変	更	後	の	実	工
	事	期	間	の	予	定
	始	期				
				年	月	日
5	変	更	後	の	実	工
	事	期	間	の	予	定
	終	期				
				年	月	日

注) 〇〇には建設工事請負契約書の補則の条数を記載すること。

(様式-3)

○ ○ 第 ○ 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

大分市長

承諾書

工事名：

年 月 日付け、建設工事請負契約書第○○条に基づく工事の始期の変更について、配置予定技術者の確保が図られていると認め、実工事期間の始期及び終期の変更を下記のとおり承諾します。

記

1	契 約 日	年 月 日
2	契 約 金 額	
3	当初の実工事期間の始期	年 月 日
4	変更後の実工事期間の予定始期	年 月 日
5	変更後の実工事期間の予定終期	年 月 日

注) ○○には建設工事請負契約書の補則の条数を記載すること。